

新聞摘要

(2005年1月16日～3月15日)

1月25日(星期二)

高知地方裁判所 24 日对居住在高知县的 9 名中国残留妇人向国家提起的索赔诉讼进行了第一次口头辩论。同裁判所因还受理了另外 45 名中国残留孤儿向其提起的、相同内容的索赔诉讼,故决定对此些诉讼进行同时审理。

1月29日(星期六)

28 日, 长野县内从事中国归国者支援活动的支援者团体成员以及同县厚生科职员等大约 40 人,参加了中国归国者支援・交流中心(东京)在松本市内召开的研修会,并就归国者的现状及今后应有的支援方针交换了意见。

2月3日(星期四)

冈山地方裁判所 2 日对居住在冈山县的 22 名中国残留孤儿向国家提起的索赔诉讼进行了第四次口头辩论。另外,居住在冈山县及香川县的 4 名残留孤儿,亦于同日提起了追加诉讼,至此,原告人数共计达到了 26 人。

2月4日(星期五)

3 日, 京都地方裁判所对居住在京都市的、被认为是出于自愿而加入中国国籍、从而丧失了日本国籍(1984 年因归化再次加入日本籍)、并根据恩给法被驳回补助费申请的中国残留妇人以国家为对象所提起的、要求对其日本国籍进行核实的诉讼,宣布判决结果。承认其加入中国国籍并非出于自愿,原告因而获得胜诉。

ニュース記事から

(2005年1月16日～3月15日)

1月25日(火)

高知県在住の中国残留婦人 9 人が提訴している国家賠償訴訟の第 1 回口頭弁論が 24 日、高知地裁で行われた。同地裁には中国残留孤児など 45 人が提訴しているほぼ同内容の訴訟があるため、同地裁は、これらの訴訟の審理を並行して進めていく方針。

1月29日(土)

中国帰国者の支援活動を行っている長野県内のボランティア団体と同県厚生課などの約 40 人が 28 日、中国帰国者支援・交流センター(東京)が松本市内で開いた研修会に参加。帰国者の現状や今後の支援の在り方について意見を交わした。

2月3日(木)

岡山県などに在住している中国残留孤児 22 人が提訴している国家賠償訴訟の第 4 回口頭弁論が 2 日、岡山地裁で行われた。また同日、岡山県及び香川県在住の残留孤児 4 人が追加提訴し、原告団は合計 26 人となった。

2月4日(金)

自らの意思で中国籍を取得したため日本国籍を喪失した(1984 年帰化により日本国籍を再取得)として、恩給法に基づく扶助料の請求を棄却された京都市在住の中国残留婦人が国を相手取り、日本国籍の確認を求めた訴訟の判決が 3 日、京都市地裁であった。判決は、自ら望んで中国籍を取得したとは認められないとして、原告の

2月17日(星期四)

京都地方裁判所 17 日对中国残留孤儿向国家提起的索赔诉讼京都地区起诉,进行了第八次口头辩论,并首次向原告团团提出法律质询。其间,原告方所提出的、由法庭翻译将日语审理过程翻译成汉语的要求被获批准。

3月2日(星期三)

这一天,警视厅犯罪团伙对策第二科,以涉嫌违反(吸用)冰毒取缔法的罪名,对5名被视为头领的中国人犯罪团伙“东北帮”的成员(中国残留孤儿第二代),予以再次逮捕。到上个月为止,这五名犯罪嫌疑人曾在葛饰区的公寓内共同携带冰毒而涉嫌违反同取缔法,因而遭到当场逮捕。



3月7日(星期一)

一名以中国残留孤儿之亲生子的名义来到日本,后因被认为与残留孤儿无事实上的血缘关系,而受到东京入国管理局强制遣返处分的某男性的两个孩子(居住在千叶、正在暂时释放中),以入国管理局的遣返手续存在重大违法性为由,7日向东京地方裁判所提起了要求撤回遣返处分的诉讼。

这名男性从小失去双亲,后被身为残留孤儿的姑姑收养。并于1996年12月,携妻子和孩子,以姑姑的亲生儿子身份来到并定居于日本。但去年11月,东京入国管理局获悉此男性不是残留孤儿的亲生子,因而取消了其一家四口的滞留资格。现在,此男性与其妻子一同被入国管理局收容。

3月7日(星期一)

这一天,福冈高级裁判所推翻了福冈地方裁判所先前对居住在熊本县的某中国残留孤儿因以亲生子的名义,将再婚妻子带来

うった
訴えを認めた。

2月17日(木)

中国残留孤儿国家賠償京都訴訟の第8回口頭弁論が17日、京都地裁であり、原告団長だんちやうの本人尋問が初めて行われた。この中で、原告側が要望した日本語のやり取りを法廷通訳人が中国語に通訳することが認められた。

3月2日(水)

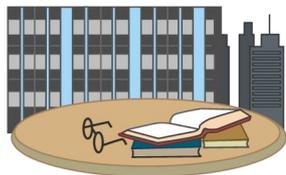
警視庁組織犯罪対策二課は2日、中国人犯罪組織「東北グループ」のトップとされる中国残留孤儿2世の男ら5人を覚せい剤取締法違反(使用)容疑で再逮捕。同容疑者たちは先月までに、葛飾区内のマンションで覚せい剤を共同所持していたとして、同法違反(共同所持)容疑で現行犯逮捕されていた。

3月7日(月)

中国残留孤儿の実子として来日した中国男性が、実際には血縁関係がなかったとして、その一家4人が東京入国管理局から退去強制処分を受けたことに対し、その子ども2人(現在仮放免中で千葉市在住)が、手続きに重大な違法性があるとして、処分の取り消しを求める訴訟を7日、東京地裁に起こした。

この中国人男性は、幼いころに父母を亡くし残留孤儿である父方の叔母に育てられたが、1996年12月、この叔母の実子として、妻子と共に日本に移り住んだ。しかし、昨年11月、この叔母の実子ではないことを知った東京入国管理局により、一家4人の在留許可が取り消された。現在、妻と共に入国管理局の施設に収容中。

的孩子及其家属共计7人接到日本,后因这些孩子与残留孤儿无血缘关系,而受到强制遣返处分一事所提起的、要求撤销遣返处分的诉讼所作出的判决。强制遣返处分因而被撤销。这是在围绕有关中国残留孤儿再婚妻子/再婚丈夫所携孩子的滞留资格问题的诉讼中,首次通过最高法院所做出的判决。



3月10日(星期四)

关于一男性因与中国残留孤儿无血缘关系而受到东京入国管理局强制遣返处分、并与妻子一同被入国管理局收容一事(请参照3月7日消息),东京入国管理局10日下午宣布暂时释放这名男性的妻子。暂时释放期间到4月8日为止。这对夫妇中学三年级的孩子,将迎来于11日举行的毕业典礼及于4月7日举行的高中入学典礼。

3月15日(星期二)

15日,法务省对于福冈高级裁判所对某居住在熊本县的中国残留孤儿,因以亲生子的名义将再婚妻子带来的孩子等7人接到日本,而受到强制遣返处分一事所提起的、要求国家撤销遣返处分的诉讼(请参照3月7日消息)予以承认一案,宣布不进行上诉。

南野法务大臣就此事阐述了理由:“我不认为处分有什么违法性,但7个人与其他家人一样,是站在同等地位上生活过来的。立足于法律裁决的宗旨,我在酌情处理的范畴内,批准了其滞留资格,我认为这是妥当的。”



3月7日(月)

熊本県在住の中国残留孤児の男性が実子として呼び寄せた妻の連れ子とその家族計7人が、残留孤児の男性と血縁がないことを理由に受けた退去強制処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審で、福岡高裁は7日、請求を退けた福岡地裁判決を覆し、退去強制処分を取り消した。中国残留孤児の連れ子の在留特別許可を巡る訴訟で初めての高裁判決。

3月10日(木)

中国残留孤児との血縁関係がないとして、中国人男性の一家4人が東京入国管理局から退去強制処分を受け、この中国人男性とその妻が入国管理局の施設に收容されている問題(3月7日の記事参照)で、東京入国管理局は10日午後、中国人男性の妻を仮放免した。仮放免の期間は4月8日までで、中学3年の子どもは、11日に中学校の卒業式、4月7日に県立高校の入学式を控えている。

3月15日(火)

熊本県在住の中国残留孤児の男性が実子として呼び寄せた妻の連れ子とその家族計7人が、国に退去強制処分の取り消しを求めた訴訟(3月7日の記事参照)で、法務省は15日、訴えを認めなかった福岡高裁判決に対し、上告しないことを決めた。南野法相は、「処分が違法だったとは考えないが、7人は家族と同じ立場で生活してきた人たち。判決の趣旨を踏まえ、私の裁量で在留を許可するのが相当と考えた」と理由を説明した。